

大型研究開発枠に申請するにあたって

2026年2月

中小企業庁 イノベーションチーム

様式 6 の内容を証明するための提出書類

- ・ 大型研究開発枠の申請にあたっては、「主たる研究等実施機関について、直近3か年連続して研究開発を行っており、かつ、そのうち研究開発費を年間1億円以上投じていた年度があること」が必要です。
- ・ 様式 6 に必要事項を記入し、以下のいずれかに応じて、その内容を証明する書類を提出してください。（書類の整え方はチェックリストを参照してください。）

① 研究開発費を財務諸表に計上している場合

提出書類：損益計算書（一般管理費・販売費、製造原価等に含まれる場合はその内訳）

- 当該決算期の決算書の表紙と研究開発費がわかる部分を抜粋して提出してください。
- 損益計算書と内訳の分かる資料が分かれてる場合はいずれも提出してください。
- 直近2年分の財務諸表とは別に、当該部分を抜粋したものを様式2等の末尾につけて提出してください。

② 試験研究費または特別試験研究費を算出し確定申告を行っている場合

提出書類：確定申告書別表6(9)または6(10)、および確定申告書別表6(12)の写し

- 様式2等の末尾につけて提出してください。

③ ①、②を提出できない場合

提出書類：様式7

- 様式6に研究開発費あるいは試験研究費または特別試験研究費（以下研究開発費等）の算出根拠を記入し、様式7により、外部の公認会計士あるいは税理士の証明の上、様式2等の末尾につけて提出してください。

※①～③は組み合わせて提出することも可とします。

③様式7の提出が想定される場合

パターンI

直近3か年あるいは一部の年で研究開発費・試験研究費・特別試験研究費を計算していない場合

⇒計算していない年度それぞれについて企業会計、税務会計のルールに則って、研究開発費等を計算し、公認会計士あるいは税理士の確認を得たうえで、エクセルの様式6に記入し、様式7も提出してください。

⇒計算していない年度が複数ある場合でも、様式7は1枚あれば問題ありません。ただし、年度ごとに証明者が異なる場合は、証明者の数だけ提出してください。

パターンII

決算期を迎えるものの、財務諸表等は未完成であるが、最新の決算期の研究開発費等を使用して申請したい場合

⇒直近の決算期の研究開発費等を計算し、公認会計士あるいは税理士の確認を得たうえで、エクセルの様式6に記入し、様式7も提出してください。

例 2026年2月決算で財務諸表の作成ができていない場合

⇒2024年2月決算、2025年2月決算については①～③のいずれか、2026年2月決算については③を提出すれば可。

※様式3で報告する直近の決算期と③で様式6に記載する直近の決算期に差異が生じても構いません。

例 様式3で報告する決算期：2022年2月決算～2025年2月決算（4期分）

様式6で報告する決算期：2024年2月決算～2026年2月決算（3期分）

パターンIII

損益計算書に記載されている研究開発費には人件費等が含まれておらず研究開発費等を再計算したうえで申請したい場合

⇒研究開発費等を計算し、公認会計士あるいは税理士の確認を得たうえで、エクセルの様式6に記入し、様式7を提出してください。

その際、様式6には損益計算書に記載の研究開発費との差異がある理由も明記してください。

その他ご不明点等あれば各地方経済産業局等にお問い合わせください。